

令和元年度 第2回 奈良県たばこ対策推進委員会 議事要旨

日時：令和2年2月20日（木）18：00～20：00

場所：奈良県文化会館 多目的室

出席者：（委員）井川智恵子、大橋正和、杉本宜弘、高橋裕子、後岡伸爾、山田啓介、
山田宏治（五十音順）

- 令和元年度たばこ対策の取組概要、各所属における受動喫煙防止対策にかかる取組について報告。委員の所属機関での取組を共有した。
- 令和2年度のたばこ対策の方向性について確認。第一種施設における禁煙状況を委員会で把握していくこと、令和2年4月からの第二種施設の屋内禁煙に向けた周知啓発について等、関係団体と協働して実施していく方向で了承された。

議題1 令和元年度たばこ対策の取組について

○資料1により説明（事務局）

（委員長）指標がプラスになっているのは素晴らしいことで、なかなか簡単にできることではない。禁煙支援リーフレット（緑色）は今見直しても作り直す必要のないもの。薬局の支援は大変ありがたい。相談実績が増加しており感謝している。

未成年者の相談実績が少ないわけではない。相談支援の場を設けていることが重要である。学校での禁煙防止研修会等で、先生方にも正しく知ってもらうことは良いこと。

（委員）①女性のための禁煙スタートアップ講習会について聞きたい。されているところを見ると、女性の対象とした事業なのか？②喫煙防止対策研修会はどここの学校で講習会をされたのか？また対象となるのは学校の先生か？③がんピアサポーターとは？

（事務局）①女性のための禁煙スタートアップ事業は、女性の喫煙率が横ばいで推移していることや女性に禁煙を希望する方が多いことから、女性を切り口に禁煙を支援するもの。夫婦で参加された方もあり、男性も拒まない。②喫煙防止対策研修会は教育研究所で開催。県教育委員会事務局と共催で小中高特別支援学校に声かけしていただいた。がん教育と喫煙防止の両方の内容。学校現場では、がん教育の（保健体育）先生、喫煙防止は生徒指導の先生が担当している。そのため、次年度以降は各学校に通知の際に、それぞれの担当の先生に参加してもらえよう周知することを検討していきたい。③がんピアサポーターは養成研修を受講した県で養成したサポーター。がん教育は中学・高等学校の指導要領で明記された。今回、外部講師と進めるがん教育というテーマで行った。県内拠点病院の医師が学校に行き講話をしている。またがん体験者から、児童・生徒に向けて命の大切さを伝えることが大切と考えているため、ピアサポーターのスキルアップのひとつとして今回、研修会への参加の声かけをした。

議題2 受動喫煙防止対策について

○資料2～4により県、保健所の取組について報告（事務局）

（事務局）

資料2：健康増進法の一部を改正する法律について（受動喫煙関連）

資料3・資料4：県（疾病対策課・保健所）の取組について

令和2年4月～第二種施設が屋内禁煙となることから、県・保健所では食品衛生協会や商工会等関係団体と連携し周知啓発を実施。平成31年4月～県保健所に相談窓口を設置。令和2年1月15日～経過措置である既存特定飲食提供施設の喫煙可能室設置施設届出受理を開始している。相談の状況、届出受理件数等について報告。

○資料5～6について各委員より報告

（委員）都市衛生協議会代表だが、他の市町村の状況がわからないので宇陀市の状況を報告。

庁舎は第一種施設であり、施設管理課と人事課等で検討し敷地内禁煙とした。敷地を一步出て喫煙する人がいるが、徐々に理解されてきている。

がん予防講演会で肺がんをテーマに奈良医大の室先生に講演をしていただいた。健診等で把握した喫煙者にも案内を送付した。講演に参加した喫煙者10名のうち、スパイロシフト測定は4名、禁煙するのは1名であった。特定健診では喫煙者のうち禁煙希望の有無を問診でチェックできる。禁煙希望者には個別指導をしている。3月広報で第二種施設の屋内禁煙について説明。4月広報でも屋内禁煙について説明予定。

（委員）県医師会では、昨年6月に会報誌に法改正の記事を掲載。R2年2月7日に医師会員、歯科医師会員、医療従事者対象に禁煙指導員研究会で高橋先生から講演していただいたところ。特に加熱式タバコ等について紹介しきれないほど質問があった。この研究会は毎年開催している。

（委員）歯科医師会では、医院掲示用のポスターの送付、健康増進法改正に関する記事を会報へ掲載する等、周知を行った。奈良県医師会禁煙指導医セミナーへの参加。

（委員）薬剤師会では、県主催の禁煙支援アドバイザー研修会での周知。薬剤師会全体の取組ではないが、学校薬剤師会の薬物乱用防止の研修会で未成年者への喫煙防止教育を実施している。

（委員長）薬剤師会には奈良市でも協力していただいている。

（委員）協会けんぽでは、職場健康まるごとチャレンジの取組で、個人、職場のそれぞれに禁煙、受動喫煙に関するチャレンジメニューを設けている。この成果かどうか不明だが、H28の取組会社の分析評価をしたところ、喫煙率は下がっていた。奈良市の人（喫煙者）に禁煙外来の通知を送付している（年間約1800人）。特定保健指導対象者に個別面談を年間4,000人実施し、禁煙指導を実施している。

（委員長）協会けんぽには事業所に働きかけをいただき、ありがたいと思っている。

（委員）資料6により奈良市の取組状況を報告。健康増進課の街かどトークや奈良大学・佐保短期大学での防煙講習会で周知啓発を行った。薬剤師会、医師会、学校等と連携しチ

ラシ等配布。第二種施設の屋内禁煙施行に向けて、公用車に周知啓発用マグネットを貼付。保健衛生課、食品衛生協会、商工会と連携し周知啓発を実施している。

(委員長) 良い政策は市県ともに取り入れして欲しい。

(委員) 資料2の施設類型を見て思ったが、列車内やタクシー、レンタカーはどういう扱いになるのか？

(事務局) 鉄道、タクシー、バスは旅客運送事業で第二種施設となり、今年4月～禁煙。レンタカーは第一種の敷地の中に入れば禁煙となる。

(委員) 喫煙者が借りたら受動喫煙になる。

(委員長) レンタカーは個人で借りるため、対応が違うのか。県で調べていただきたい。最近禁煙車など明示されていると思う。



※確認事項

旅客運送事業であるタクシー、バスは第二種施設。レンタカーは、自家用自動車有償貸渡業であるが、大手レンタカー会社においては、禁煙の傾向や受動喫煙防止の観点から、全車禁煙化に取り組んでいる。

(委員) 電車が禁煙ということなら、近鉄特急は禁煙になっているのか。

(事務局) 全席禁煙になっている。

議題3 令和2年度予算について

○資料7により説明 (事務局)

(委員長) 令和元年・2年度は大きな変化がある時期。新しい事業も大事だが、令和元年度で積み上げたものを、令和2年で着実に積み上げることが大切。

(委員) タバコ対策支援市町村定着事業の④COPD 予防の地域の医療機関との連絡会について具体的な内容を教えて欲しい。

(事務局) 今年度は吉野保健所のみで実施。これまでCOPDを知ってもらうため、普及啓発のためスパイロシフトの貸出を行ってきた。次に地域の中で、医療の必要な方々医療機関につながる重症化予防に向けた体制整備が必要になる。

今年度、吉野保健所では、実績報告と意見交換、南奈良総合医療センター医師の講演会を行い、医療機関ともつながり、連絡会を持っている。地域の中で普及啓発から重症化予防に向けた体制づくりも大切。

(委員) 今年度初めてスパイロシフトを借りた。担当曰く、「難しかった」とのこと。技術的に問題があると思う。また責任が持てるのかということもあり、実際にそうなった時、かかりつけ医との関係もあり、専門医療機関へのつなぎかたもわからない。医療機関に紹介は難しい状況。スパイロシフトを市町村職員がするのもどうか。リスクのある人が

専門医療機関にかかる必要があるなどの、啓発に力を入れるほうがいいのではないか。
(委員長) スパイロシフトはスキルがある程度必要。難しいスキルではないと思うが熟練は必要。

(委員) スパイロシフトは数値より喫煙者が禁煙のきっかけにするもの。いきなり専門医の紹介ではなく、まずはかかりつけ医に行き、次に専門医。

かかりつけ医の利益で言っているのではない。住民は専門医にかかることを希望し、現状いきなり専門医に行く人が多いが、まずはかかりつけ医に相談し専門医につなげる。連絡会では専門家派遣し、講演会をしている。

COPD の啓発に関しては、奈良県医師会では奈良テレビで15～20秒のスポットCM流す。

保健所・市町村と連携して COPD の事業が始まっており、かかりつけ医に紹介してもらうのがよい。奈良県医師会としても糖尿病、CKD と共に COPD の重症化予防に力を入れている。

(委員長) スパイロシフトを使うのは入口としては良いこと。心配な人は、まずはかかりつけ医に相談を、という流れがよい。COPD を広めつつ、禁煙に動くこと。

(委員) 未成年喫煙防止活動について。学校薬剤師会の活用も。教育委員会とのタイアップで学校での取組を行う予定。

(委員) 働く世代の禁煙対策。健康診断とうまくくっつけることが出来ないか。健診を受けたときに禁煙外来につなげることはできないか。働く世代は忙しいため、健診時に禁煙外来を積極的に行う必要がある。これとは違うが肝炎検査を健診と同時に受検するよう健診機関から健診当日に働きかけたところ、2倍くらい受けるようになった。健診機関向けに依頼することで協働啓発になると思う。

(委員長) 事業所への介入は禁煙に結びつけやすい。是非検討させていただきたい。

(事務局) 保健所では、禁煙支援として事業所への個別相談支援を行っている。事業所から要請あれば、高橋先生とも調整し、禁煙相談も可能。

(委員) 専門職対象研修会は歯科医師も含めることは可能か。

(事務局) 禁煙支援協力薬局の登録要件にアドバイザー研修会の受講としているため、今のところ、薬剤師を対象にしている。

(委員長) 奈良県のタバコ対策事業としては出てこないが、奈良県医師会の研修会では歯科医師会も含まれているはず。本来ならそちらに来てもらえるとありがたい。

(委員) 次年度も開催する予定である。

(委員長) そちらに是非参加いただきたい。

議題4 第一種施設における受動喫煙防止対策状況について

○資料8 調査票(案)について説明(事務局)

(委員長) 調査方法について。周知は医師・歯科医師会・薬剤師会の3師会で実施。URLは

いくつ使えるのか？

(事務局) アンケートは1つにつき1 URL となる。

(委員長) 医師会員の中で、施設管理者は①②に教えてください。施設管理者でない人は①に回答してください。施設管理者でない人は別の URL。また、それを医師会、歯科医師会、薬剤師会と分けて聞けば、記載間違いがなくなってよいと思う。

(事務局) できれば施設用、個人用にして欲しい。

(委員) 周知の方法は？

(委員長) それは、我々(委員の皆さん)から願ひする。各会員に URL をお知らせすることは可能か？

(委員) FAX だと URL が潰れてしまう。QR コードなら読めるか。

(委員長) 文書を郵送すれば読み込める。

(委員) ネットでの回答になると回答率は下がる。インターネットで回答出来るのは60代まで。70代になると回答がなくなると思う。

(委員長) 郵送で送ることは？

(委員) 可能。高齢の先生は紙媒体しか無理。

(委員長) 併用も可能？

(委員) 可能。

(委員) 歯科医師会も医師会と同様。

(事務局) 各会より会員あて周知いただくことで了解。回収はどうするか？

(委員長) 調査票を回収して県に送ることは3師会に願ひしたい。個人の回答は無記名か。以前医師会で実施したものはどうだったか？

(委員) 恐らく無記名であったと思う。医師会事務局に確認しておく。



※確認事項(奈良県医師会事務局より)

H16年11月のアンケートでは県医師会A会員に要記名で実施していた。

(委員長) では歯科医師会・薬剤師会もよろしいか？

(委員) 了解。

その他 各所属における周知啓発の機会について

○事務局より説明

来年度は、計画的に啓発を実施するため、各関係団体の会報誌への掲載、チラシ配布の機会について後日アンケートをさせていただく。